



2020年2月8日

各 位

会 社 名 ネットワンシステムズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 荒井 透
(コード番号: 7518 東証第1部)
問 合 せ 先 管理本部 広報・IR室 村元裕二
(TEL. 03-6256-0615)

東京証券取引所による「改善状況報告書」の提出請求及び「公表措置」の実施について

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）より、下記の理由により2021年2月5日に有価証券上場規程第503条第2項に基づき「改善状況報告書」を提出するよう求められ、同規程第508条第1項第1号に基づき「公表措置」が実施されましたので、お知らせいたします。改めまして、一連の不正行為により、決算短信等において誤った開示を行うこととなったことに関し、誠に申し訳なく、お詫び申し上げます。当社は、東京証券取引所からの今回の措置に対して、真摯に対応していく所存であります。

記

当社は、2020年3月12日に過年度の決算内容の訂正を開示した件（以下「前回訂正」といいます。）について、適時開示体制について改善の必要性が高いと認められたとして、東京証券取引所から同年5月8日に改善報告書の提出請求を受け、同年6月5日に改善報告書を提出しました。その後、同年12月16日付で改善状況報告書を提出したところ、東京証券取引所からは、前回訂正が生じた原因について、改善措置の実施・運用が一定の水準において行われていることが確認でき、その内容が明らかに不十分であると認められないとされました。

一方で、2020年12月16日に開示した外部調査委員会の調査報告書及び社内調査チームによる調査結果のとおり、前回訂正の原因となった架空取引と同時期かつ同一の部署で、当社元社員の主導により公共事業案件において水増し取引や架空取引が行われ、自らが代表を務める会社へ資金を流出させていたことなど（以下「本件不正行為」といいます。）が明らかになり、これらを踏まえた過年度の決算内容の訂正を行いました。

この点につき、東京証券取引所からは、2016年3月期から2020年3月期までの決算短信等において、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行い、2016年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益の赤字を黒字と偽っていたことなどが判明したとの指摘を受けました。

こうした開示が行われた背景として、経営層の不正リスク管理への関心の低さ、不正リスク管理体制の不十分さ、コンプライアンス活動の実践に真摯に取り組む姿勢の不十分さなどは前回訂正時と同様に存在すると思われるところ、当社では本件不正行為の発覚を踏まえ、前回訂正を受けて履践中の改善措置の不足を検証することとしています。さらに、繰り返し不正行為が発生している状況を踏まえ、ガバナンス等を検証し追加の改善措置を策定することとし、これに向け、2020年12月16日、ガバナンス・企業文化改革委員会を設置しました。当社は、2021年3月19日までにそれら検証結果と追加の改善措置の提言について取りまとめた報告書を受領する予定です。

これらの状況を踏まえ、当社において追加の改善措置も含めた一連の改善措置が有効に機能することを確認するために、東京証券取引所より、本日より6か月経過後までの改善措置の実施及び運用状況について改

めて説明を行うよう求められ、2021年8月5日までに、改善状況報告書を提出するよう求められました。

また、今般、上場規則に違反して虚偽と認められる開示を行ったことについて、公表を要するものと認められるとされたことから、公表措置が行われることになりました。

以上